



島根県報

平成18年 7月21日 (金)
第 1,796 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(")	2
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	3
公共測量の実施	(用 地 対 策 課)	4

教 委 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	(教 育 庁 総 務 課)	4
-----------------------	---------------	---

公 安 告 示

施設警備業務 1 級検定の実施	(警 察 本 部)	4
-----------------	-----------	---

正 誤

平成18年 6月30日付け島根県報第1,790号中	(河 川 課)	6
---------------------------	---------	---

告 示

島根県告示第769号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年 7月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウェーブ江津調剤薬局	江津市江津町1140 - 5	平成18年 6月 1日
江の川薬局	江津市江津町1032 - 24	平成18年 6月 1日
島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016番地37	平成18年 6月 1日
医療法人 かわはら矯正歯科・小児歯科	松江市東朝日町145番地	平成18年 6月 2日
やまうち内科	大田市長久町長久口225 - 5	平成18年 7月 1日
サン薬局	大田市長久町長久口225 - 6	平成18年 7月 1日

島根県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年7月21日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ウェーブ江津調剤薬局	江津市江津町1000 - 1	平成18年6月1日
江の川薬局	江津市江津町667 - 1	平成18年5月31日
日高医院	松江市堅町75番地	平成18年5月31日
医療法人 かわはら矯正歯科・小児歯科	松江市東朝日町133 - 4	平成18年6月2日
医療法人 永岡内科医院	出雲市塩冶町1156	平成18年7月1日

島根県告示第771号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成18年7月21日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
三木 堯明	整形外科	医療法人沖縄徳洲会 出雲徳洲会病院	簸川郡斐川町直江町3964 - 1	平成18年6月28日
西 健	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成18年6月28日
酒井 龍司	外科	浜田市国民健康保険 あさひ診療所	浜田市旭町丸原138 - 1	平成18年6月28日
藤原 雅雄	形成外科	島根県立中央病院	出雲市姫原4 - 1 - 1	平成18年6月28日

島根県告示第772号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成18年7月21日

島根県知事 澄田信義

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
調剤薬局くすりのファミリア浜田店	浜田市黒川町3733 - 35	育成医療 更生医療	平成18年7月1日
タカサキ薬局周布店	浜田市治和町口518	育成医療 更生医療	平成18年7月1日

みかわ調剤薬局	浜田市内村町772 - 2	育成医療 更生医療	平成18年 7月 1日
サン薬局	大田市長久町長久口225 - 6	育成医療 更生医療	平成18年 7月 1日
訪問看護ステーション暖心	松江市山代町934 - 5	育成医療 更生医療	平成18年 7月 1日

島根県告示第773号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 7月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原650、652 - 2、767 - 1、767 - 2、768、786 - 1、788、789 - 1、781 - 1、781内1、783 - 1、783 - 3、783 - 4、783 - 5、783 - 6

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 7月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年 7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 やくも・どんぐり

3 代表者の氏名

富岡 正治

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市八雲町東岩坂111番地 5

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅の障害者に対して、通所による創作・作業活動及び日常生活訓練に関する事業を行い、障害者が生きがいをもって自己実現を図り、社会的自立の促進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成18年7月21日

島根県知事 澄田信義

1 作業種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

2 作業期間

平成18年5月25日から平成18年10月31日まで

3 作業地域

出雲市多伎町・大田市朝山町

教育委員会規則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月21日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第26号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項の表島根県立博物館協議会の項の次に次のように加える。

島根県立古代出雲歴史博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第2項の規定に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること。	古代出雲歴史博物館
------------------	---	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第72号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成18年 7月21日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

施設警備業務 1級

2 検定実施日時

平成18年10月20日（金） 午前 9 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。）（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年 8月28日（月）から同年 9月 8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- ㊦ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- ㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通
- ㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通
- ㊩ 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。
- ㊪ 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日の受付時間は、午前9時から同9時20分までとする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 26 0110 内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正

誤

平成18年6月30日付け島根県報第1,790号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
17	上から2	茶色	緑色